No.	質問	回答
1	一般・優先評価化学物質の製造・輸入数量届出において、運用で定義されている「ブロック重合物」や「グラフト重合物」「付加塩」の場合、生成物質の化審法番号は原則全て記載しての届出となりますが、ポリマーにおける98%ルールや99%ルールを適応させた場合、ベースとなるポリマー情報の届出だけでよろしいのでしょうか？また、その場合の名称はどのようにすべきでしょうか？2%や1%未満のモノマー部分も名称に含めるのでしょうか？ベースポリマーの名称だけでしょうか？	化審法運用通知２　２－１　２）③ホの規定（通称として、「98%ルール」又は「99%ルール」という。）を適用し新規化学物質として取り扱わないものとするポリマーについては、ベースとなるポリマーの官報整理番号を記載してください。また、物質名称はベースとなるポリマーの名称を記載してください。２%や１%未満のモノマー部を名称に記載いただく必要はありません。
2	一般・優先評価化学物質の製造・輸入数量届出において、ポリマーにおける98%ルールや90%ルールを適応させたベースポリマーは一般化学物質、2%未満物質が優先評価化学物質の場合、届出種別は「一般」となるのでしょうか？「優先」となるのでしょうか？	化審法運用通知２　２－１　２）③ホの規定（通称として、「98%ルール」又は「99%ルール」という。）を適用し新規化学物質として取り扱わないものとするポリマーについては、ベースとなるポリマーの官報整理番号を記載してください。また、物質名称はベースとなるポリマーの名称を記載してください。２%や１%未満のモノマー部を名称に記載いただく必要はありません。
3	マトリックスのところで今年は中～低のところを評価していく情報を関連のサイトで見ましたが、現在はどの領域のところを優先して評価されていますか？	スクリーニング評価における優先度は、前年度の一般化学物質等製造・輸入数量等の届出情報から推計した排出量に応じた暴露クラスと有害性情報から算出される有害性クラスに従って付与されます。審議会で優先度「高」と判定された物質は優先評価化学物質に指定されます。また、優先度「中」又は「低」と判定されたものであっても、専門家の詳細評価によるスクリーニング評価によって必要と認められた物質については、優先評価化学物質と判定されます。

No.	質問	回答
4	化審法上、混合物に含まれる水はどのように扱われるのでしょうか。NITE Chripで水を検索すると、第八改正日本薬局方への収載として既存化学物質と出てきます。一般化学物質と判断されるのであれば輸入実績報告の対象となると思うところですが、届出不要物質のリストには化審法番号が付いていない物質は収載されていません。また、輸入実績報告の要領7-2には第八改正日本薬局方記載の化学物質は届出を行うよう説明されています。一方で、天然物としての対象外に該当する可能性も考えたのですが、基本的には化学物質中の水は精製されたものですので該当しえないように思います。	水については、一般化学物質等製造・輸入数量等の届出対象としておりません。水の扱いについては、「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」３ページの留意事項に「また、製造・輸入時に水が含まれている場合は、水を除いて重量割合を算出してください。」との記載がありますので、ご参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual_2022FY.pdf
5	優先評価物質がリスク評価されて2特や監視化学物質又は一般化学物質と判定されるまでの評価期間はどの程度かかるのでしょうか。	優先評価化学物質がリスク評価されて第二種特定化学物質、監視化学物質、又は一般化学物質と判定されるまでの期間は、物質ごとに異なります。なお、優先評価化学物質がリスク評価されて第二種特定化学物質に指定されたものは、2022年11月地点ではございません。（リスク評価が始まる前に第二種特定化学物質に指定されたものはあります）
6	用途分類のところで工業用にかぎるの工業用はどういう定義になりますか。 例えば工場内で使用する洗剤は工業用途でしょうか。工場は排水処理設備がある前提で排出係数が小さく設定されているのでしょうか。例えば食品工場で器具の洗浄に用いられる場合、ホテルで器具の洗浄に使用する洗剤はどうでしょうか。	洗浄における工業用とは、電気・電子部品や金属・機械部品、精密部品等を洗浄する際や、反応装置等を洗浄する際など工業的な生産活動および洗濯業において消費される場合となります。下記の用途分類解説資料の#112「水系洗浄剤（工業用のものに限る。）」の定義で説明されているので、ご参照ください。 https://www.nite.go.jp/chem/risk/yotokaisetsu.pdf 例えば、食品工場などの工場で使用する洗剤は工業用となり、ホテルで使用する洗剤は業務用となります。家庭用・業務用の定義は、上記資料の#113「水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）」の定義をご参照ください。 また、工業用の排出係数は、EUのA-tableにおける排出係数や日本のPRTRデータなどを活用して作成されていますが、それぞれの排出係数の成り立ちは様々であり、工場内の排水処理設備があるデータを活用し作成している工業用の排出係数もあれば、そうでないものもあります。

No.	質問	回答
7	P.23の評価１は、化学物質１つずつ評価ではないのでしょうか？	評価Iでは、全ての優先評価化学物質に対してリスク評価を行い、評価IIに進む優先評価化学物質の優先順位決めをしていますので、１つずつ評価を行っています。
8	化合物Aの用途が複数に跨っている場合には排出量等どのように考えれば良いでしょう？用途ごとに申請でしょう？	用途が複数に跨がっている場合、１つの届出において複数の用途を記載してください。
9	P17について、水域への排出量✖0.5についてですが、水域が関係する場合、取扱量✖排出係数✖0.5で算出される計算式が暴露クラスへ反映されるのでしょうか。水域が関係しない場合は”✖0.5”が省略された計算式となるのでしょうか。	スクリーニング評価において、生分解性で良分解性の判定が出ている場合は、水域の排出量は×0.5となり、その値が暴露クラスに反映されます。水域が関係しない大気の排出量は×0.5とはなりません。
10	数量届出では水を除外ということですが、組成が水99.9%、優先評価化学物質0.1%の混合物の場合、含有する優先評価化学物質を100%として届出しなければならないのでしょうか。	組成が水99.9%、優先評価化学物質0.1%の混合物の場合、含有する優先評価化学物質を100%として届出してください。
11	構造が特定された１つのCAS番号に対して複数の官報整理番号が紐づいている物質の場合、どの官報整理番号を選択して届出をすればよいのでしょうか？またこの場合、同一事業所内では統一した官報整理番号を使用する等のルールはありますでしょうか？	構造が特定された１つのCAS番号に対して複数の官報整理番号が紐づいている物質の場合、どちらの官報整理番号を選択いただいても問題ありません。なお、届出は事業者毎になりますので、御社内では同一の物質について同一の官報整番号をお使いいただくと管理がしやすいものと思われます。
12	同一の物質について、2社以上から別々に通常新規の申請があった場合、スクリーニング評価の有害性評価値の算出にはそれぞれの会社が提出する毒性試験結果が用いられるのでしょうか。それとも各社が提出した試験結果のうち最も毒性の強い試験結果が採用されるのでしょうか。また、暴露評価に使用する暴露量は各社の生産量が使用されるのでしょうか。それとも各社を足し合わせた値となるのでしょうか。質問の意図としては、同一の物質でも会社により評価の優先度が変わるのかということです。	通常新規の申請があった場合、スクリーニング評価における有害性評価値の算出については、人健康影響であれば厚生労働省が、生態影響であれば環境省が行っておりますので、お手数ですが各省にお問合せください。 また、暴露評価に使用する暴露量は、申出数量及び用途分類別排出係数から推計される全国合計排出量に分解性を加味した量となりますので、各社を足し合わせた値となります。
13	排出係数について、低生産量/少量新規の用途分類での排出係数とスクリーニング評価で用いる各用途の排出係数は一致しないと思いますが、どういった理由でしょうか。	低生産量/少量新規用の排出係数とスクリーニング評価用の排出係数は作られ方が異なるため、値も異なります。例えば、低生産量/少量新規用の排出係数は廃棄段階を考慮して作られていますが、スクリーニング評価用の排出係数は廃棄段階を考慮して作られていません。

No.	質問	回答
14	優先評価のリスク評価について輸入者や製造者に試験要請が来ると聞いております。どの段階で要請が来るのでしょうか。どの段階まで進んだものに対して覚悟しておけばよいのでしょうか。わかれば教えて頂きたく存じます。	優先評価のリスク評価では、必要に応じて、製造・輸入業者に有害性調査を要請することがあります。具体的には、優先評価化学物質が長期毒性を有する疑いがあって、かつ、当該化学物質の製造、輸入、使用等の状況から推定される環境汚染の状況が、変異原性試験、反復投与毒性試験や生態毒性試験によって得られている毒性に関する情報等からみて、不確実係数を考慮した上で人又は生活環境動植物の健康に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚染状況であると見込まれる段階に至ったときに、当該優先評価化学物質の製造・輸入事業者に対し、慢性毒性試験等の有害性調査を要請することがあります。